

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年9月まで

昭和60年1月に会社を退社し、国民健康保険に加入した時、国民年金にも義務なので自動的に加入し、保険料を納付していたので申立期間が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その妻が役場で国民健康保険の加入手続を行った際、同じ窓口の職員から国民年金にも加入するように言われたと主張しており、申立人が居住する町の役場によると、当時、国民年金と国民健康保険の加入届を同じ窓口で受け付けていたとしていることから、その主張には信憑性がある。

また、申立人の妻の受診記録から、申立期間当時、国民健康保険に加入していたことが確認できることから、申立人の妻が国民健康保険の加入手続と同時に申立人に係る国民年金の加入手続を行った可能性は高いと言える。

さらに、申立期間は9か月と比較的短期間であり、申立人の国民年金保険料を納付したとされるその妻については、国民年金被保険者期間中に未納は無く、申立期間は定期的に保険料を納付しているなど、納付意識は高かったと言え、申立人の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 434

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和51年9月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月3日から同年10月1日まで

A社B支店に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

A社に継続して勤務しているものであって、同一企業内の転勤であり、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、在籍証明書、雇用保険加入記録、健康保険組合の加入記録及び事業主からの回答により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和51年9月3日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年10月の給与明細書の保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を「昭和51年9月3日」とすべきところ、「昭和51年10月1日」として誤って届出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立てに係る昭和51年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月31日から同年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
申立期間当時は、A事業所B支店に勤務しており、C事業所に出向するまで切れ目なく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、辞令及びA事業所の回答から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和53年4月1日にA事業所B支店からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主は昭和53年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、同年3月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月21日から37年7月30日までの期間、38年4月1日から同年10月8日までの期間及び40年9月21日から42年5月12日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所D支店における資格取得日に係る記録を36年12月21日、資格喪失日に係る記録を37年7月31日、A事業所B支店における資格取得日に係る記録を38年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月9日及びA事業所C支店における資格取得日に係る記録を40年9月21日、資格喪失日に係る記録を42年5月13日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、36年12月から37年6月までについては2万円、38年4月から同年9月までについては3万6,000円及び40年9月から42年4月までについては3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年11月ごろから38年10月ごろまで
(A事業所B支店)
②昭和39年10月21日から42年4月ごろまで
(A事業所C支店)

A事業所B支店及びC支店に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主から提出された従業員台帳及び社会保険台帳並びに事業主の回答などから判断すると、申立人は、A事業所B支店に昭和36年12月21日から37年7月30日までの期間は集金員として勤務し、38年4

月 1 日から同年 10 月 8 日までの期間は優秀販売員として勤務しており、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、事業主の回答によると、A 事業所 B 支店が、厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和 37 年 10 月 1 日であり、適用事業所となる前は、A 事業所 D 支店において被保険者の資格を取得させていたとしていることから、申立人が 36 年 12 月 21 日に資格を取得し、37 年 7 月 31 日に資格を喪失した事業所は、A 事業所 D 支店とすることが妥当である。

なお、標準報酬月額については、事業所から提出された社会保険台帳の記録から、昭和 36 年 12 月から 37 年 6 月までは 2 万円、38 年 4 月から同年 9 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、事業主から提出された社会保険台帳及び事業主の回答などから判断すると、申立人は、A 事業所 C 支店に昭和 40 年 9 月 21 日から 42 年 5 月 12 日までの期間は優秀販売員として勤務しており、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、同じ職種の同僚の記録から、昭和 40 年 9 月から 42 年 4 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所が、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 12 月から 37 年 6 月までの期間、38 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 40 年 9 月から 42 年 4 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 36 年 11 月から同年 12 月 21 日までの期間、37 年 7 月 31 日から 38 年 4 月 1 日までの期間及び申立期間②のうち、39 年 10 月 21 日から 40 年 9 月 21 日までの期間については、事業主から提出された従業員台帳及び社会保険台帳に申立人の氏名が見当たらない上、事業主から「販売員は正社員ではなく委任契約（歩合給制）であり、集金員等から販売員に職種を変更した場合は、一旦退職（厚生年金保険の資格を喪失）とし、優秀販売員の資格を得てから再度厚生年金保険の資格を取得していた。」との証言を得ていることから、当該期間については厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月30日から37年1月1日まで

A社B工場に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

A社に継続して勤務していたものであって、同一企業内の転勤であり、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社(A社は昭和38年にD社と合併し、53年にC社へ名称変更)に対する照会により、当時のA社の権利義務がC社に帰属することが確認できるとともに、C社の「厚生年金保険加入期間に関する調査」に対する回答書などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和37年1月1日にA社B工場から同社E工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所で保管するA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年11月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が、資格喪失日を昭和36年12月30日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年

12月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和47年7月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月16日から同年7月16日まで

自分がA事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

自分がA事業所からB事業所に転勤したのは、昭和47年7月16日が正しいので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によれば、申立人は、昭和47年6月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことが確認できる。

しかし、A事業所が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（副本）を確認したところ、事業主は、申立人が昭和47年7月16日にA事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていることが確認でき、社会保険事務所が、申立人の資格喪失年月日を健康保険厚生年金保険被保険者原票に誤って記載したことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、A事業所の事業主は、申立人が昭和47年7月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所が保管していた健康保

険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（副本）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

静岡国民年金 事案 906

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年11月までの期間、60年2月、60年4月及び同年5月、60年9月、61年10月、62年8月、63年2月及び同年3月、63年5月、63年11月及び平成13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和58年4月から59年11月まで
②昭和60年2月
③昭和60年4月及び同年5月
④昭和60年9月
⑤昭和61年10月
⑥昭和62年8月
⑦昭和63年2月及び同年3月
⑧昭和63年5月
⑨昭和63年11月
⑩平成13年3月

申立期間①については、それ以前から町内会の人又は市役所の職員が国民年金保険料を集金に来てくれていたもので、母親が納付してくれたはずであり、1年以上未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②から⑩までについては、夫名義の預金通帳から口座振替で納付していたが、引落しできなかった時には、翌月以降に町内会の人、市役所職員又は社会保険事務所の職員が集金に来てくれ、納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金

保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の保険料の集金や納付金額等についても記憶が曖昧である上、国民年金加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母親は既に他界しているため、当時の状況は不明である。

また、「昭和 56 年以降は店の経理や通帳管理をしており税金等の支払いはしていたが、国民年金の保険料は 58 年から 1 年ぐらい払った記憶は無い」と述べるなど主張は変遷しており、申立期間の保険料を納付していたことを示す事情は見当たらない。

さらに、同時に保険料を納付したとする申立人の夫も、同期間については未納である。

- 2 申立期間②から⑩までについては、期間は短期間であるが、9 か所と多数である。

また、申立人は、その夫名義の預金通帳から口座振替により保険料を納付していたと主張しているが、その預金通帳からは、申立期間の保険料が引き落とされた形跡は見受けられない上、国民年金保険料の集金に来たとする人物等についても記憶が曖昧であり、申立人の夫にも申立期間の一部を含め、短期間の未納が散見される。

- 3 申立期間のすべてについて、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 907

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年8月までの期間、52年8月から56年11月までの期間、57年8月から58年2月までの期間及び59年6月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和49年7月から50年8月まで
②昭和52年8月から56年11月まで
③昭和57年8月から58年2月まで
④昭和59年6月から61年3月まで

私は、申立期間4か所のうち、すべてか一部かの明確な記憶は無いが、当時健在だった義理の父母や実家の父母から常々国民年金保険料を納付するよう注意されていたので、保険料を納付したはずであり、申立期間が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入時期や保険料の納付について記憶が曖昧であり、申立期間に係る国民年金保険料の納付を示す関連資料（確定申告書、日記等）も無いため、納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月ごろに払い出されており、この時点では、申立期間の大半は時効である上、申立期間①から④までのすべての期間において、申立人の夫は共済組合に加入していたことから、申立人は任意加入対象となりさかのぼって加入できなかったと考えられ、申立人は年金制度が改正された61年4月から国民年金の第1号被保険者として加入し、納付を開始したとするのが自然である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も

見当たらず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から50年11月まで

私は、結婚後、区役所の支所において国民年金の加入手続をし、保険料についても3か月に一度、区役所の支所で納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」は昭和50年12月18日となっており、申立人の国民年金手帳記号番号は50年11月28日に申立人の居住する区に一括して払い出されている上、申立人はこの手帳以外に所持したことが無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないため、申立人は、このころ国民年金に加入したと考えられる。

また、申立期間において申立人は、被用者年金各法の被保険者（厚生年金）の配偶者であるため、任意加入対象者となり、制度上、さかのぼって国民年金に加入すること、及び保険料を納付することはできなかったと考えられ、昭和50年12月から国民年金保険料を納付し始めたとするのが自然である。

さらに、申立人が申立期間当時3か月に一度納付したと述べている国民年金保険料額が実際の金額と相違する上、申立期間について、申立人は、国民年金保険料をまとめて納付した記憶は無く、過年度納付や特例納付した様子はいかがわれない。

加えて、申立期間は55か月と長期間であり、また、申立期間の国民年金

保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から48年9月まで

時期は不明だが住所変更の届出のために役場に行った時に、窓口で必要と言われて申立期間の領収書(2枚)を処分してしまったが、滞納していた国民年金保険料を社会保険事務所へ一括納付した時に、窓口の女性から完納したと言われたことを記憶している。申立期間の保険料は確かに納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の保険料を(申立人の)義姉が納付してくれていたと思う。義姉が立て替えてくれた分は後で義姉に支払った。」と述べるにとどまり、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額と相違している上、申立人は具体的な納付方法(現年度納付なのか、^{そきゆう}遡及して一括納付したのか)等の記憶も無いなどその主張は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年3月14日に払い出されていることが確認でき、申立人も、この年金手帳以外に交付を受けた記憶が無く、申立期間直後の48年10月から49年3月までの保険料が、時効直前の50年11月17日に納付されていることから、記録どおり48年10月分から納付を開始したとするのが自然である。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 910

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から50年3月まで

申立期間当時、家族で理容業をしており、両親から私の国民年金保険料も納めていると聞いていた。申立期間について、当時から同居していた妻は納付済みであり、息子を差し置き、両親が嫁の保険料だけを納めることは考えられないため、申立期間が未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の両親は既に他界しており、申立人の妻も納付方法等に係る記憶が無いことから、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年8月ごろに払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行い、申立人が満20歳に到達した43年*月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したと推測されるが、この資格取得日は、実際に申立人の保険料を納付していた時期を示すものではなく、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこととはうかがえない。

さらに、国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和50年8月時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付又は特例納付することになるが、さかのぼって保険料を納付した事情も見受けられない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から51年12月まで
長男の出産のため、勤め先を退職した後、国民年金に加入し、集金により国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年2月17日に払い出されており、年金手帳の「初めて被保険者になった日」の欄に52年1月24日と記載されている上、「国民年金の記録」の最初の欄の被保険者となった日にも52年1月24日任意と記載されていることから、申立人は、このころに国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付し始めたと考えられる。

また、申立人は、「毎月国民年金保険料を納付し、その都度領収書を受け取った。」と述べているが、申立人が居住していた市では、保険料が毎月納付になったのが昭和55年4月からであることが確認でき、申立人の主張と異なっている。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間は120か月と長期間であり、この間、申立人の夫は共済組合に加入していたことから、申立人は任意加入対象となり、国民年金にさかのぼって加入し、保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 24 年 5 月 15 日から同年 9 月 1 日まで
(A事業所B工場)
②昭和 24 年 9 月 1 日から 25 年 11 月 1 日まで
(A事業所C工場)
③昭和 29 年 11 月 27 日から 30 年 2 月 4 日まで
(A事業所C工場)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、勤務していたことは確かであるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が管理するA事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※番（昭和 23 年 3 月 21 日取得）から最終の同番号※※番（昭和 24 年 7 月 1 日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した^{こんせき}痕跡も認められない。

また、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚についても、申立期間①において厚生年金保険の被保険者としての記録は確認できない。

さらに、申立人が記憶している当時の事業主は連絡先が不明であり、事務担当者及びほとんどの同僚は既に死亡している上、連絡が取れた同僚からは、申立期間①における申立人の勤務状況等の証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、社会保険事務所が管理するA事業所C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※※※番（昭和 24 年 5 月 1

日取得) から申立人が同事業所同工場で資格を取得した同番号※※※番 (昭和 25 年 11 月 1 日取得) までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡^{こんせき}も認められない。

また、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚及び申立人を A 事業所に誘ったとしている元上司についても、申立期間②において厚生年金保険の被保険者としての記録は確認できない。

さらに、申立人が記憶している当時の事業主は連絡先が不明であり、事務担当者及びほとんどの同僚は既に死亡している上、連絡が取れた同僚からは、申立期間②における申立人の勤務状況等の証言を得ることはできなかった。

申立期間③について、社会保険事務所が管理する A 事業所 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※※※※番 (昭和 28 年 8 月 1 日取得) から申立人が同事業所同工場で資格を再取得した同番号※※※※番 (昭和 30 年 2 月 4 日取得) までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡^{こんせき}も認められない。

また、複数の同僚から A 事業所 C 工場は昭和 29 年ごろに一時閉鎖されたとの証言を得ており、社会保険事務所が管理する同事業所同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同年 11 月に多数の被保険者が厚生年金保険の資格を喪失していることが確認でき、申立期間③において、厚生年金保険の資格を取得した被保険者は確認できない。

さらに、申立てに係る事業所は既に全喪しており、申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 440

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 46 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人がA事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人が勤務したと主張するA事業所について、所在地を管轄していた社会保険事務所の事業所名簿を確認したが、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

また、申立人が一緒に働いていたとしている元同僚から聴取したところ、「厚生年金保険には加入していなかった。国民年金に加入していた。」と証言しており、同僚についても、申立期間において厚生年金保険の被保険者としての記録は確認できない。

さらに、申立てに係る事業所は既に廃業しているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。